

枚方市地域防災計画 新旧対照表 (案)

(総則・災害予防対策編〔災害予防対策〕)

理由欄の凡例

府：大阪府地域防災計画の修正に伴うもの

市：市独自の理由によるもの

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
第1章 災害に強い都市形成計画			
33	第1節 都市の防災機能強化		
33	第1 防災生活圏の形成 方針 …(中略)…土木構造物等の耐震対策等に	第1 防災生活圏の形成 方針 …(中略)…土木構造物等の耐震・ <u>耐水</u> 対策等に	府
34	第2 防災空間の整備	第2 防災空間の整備 <u>〔土木部〕</u>	市
34	2 公園の種別整備 (4) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備 …(中略)…ボランティア等の救援救護活動や	2 公園の種別整備 (4) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備 …(中略)…ボランティア等の <u>広域的な</u> 救援救護活動や	府
35	5 農地の保全・活用	5 農地の保全・活用 <u>〔地域振興部〕</u>	市
35	第3 災害に強い市街地の整備促進 方針 市及び関係機関は、防災性向上を図るべき <u>木造</u> 密集市街地等において、 建物の不燃化・耐震化促進 <u>並びに住宅・住環境及び都市基盤施設の総合的 整備に努める。</u>	第3 災害に強い市街地の整備促進 <u>〔都市整備部〕</u> 方針 市及び関係機関は、防災性向上を図るべき密集市街地 <u>として位置づけた</u> <u>「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」</u> 等において、 <u>「木造密集市街地 における防災性向上ガイドライン」</u> 等に基づき、建物の不燃化・耐震化促 進 <u>や公共施設の整備を図る。</u>	市
36	第2節 都市基盤施設の防災機能の強化		
36	計画 1 主要道路の整備 2 生活道路の整備 3 道路環境の整備 4 河川の防災機能の強化 5 避難地又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施 設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等) の設置 6 <u>災害時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の耐震対 策の推進</u>	計画 1 主要道路の整備 <u>〔土木部〕</u> 2 生活道路の整備 <u>〔土木部〕</u> 3 道路環境の整備 <u>〔土木部〕</u> 4 河川の防災機能の強化 <u>〔上下水道局下水道部〕</u> 5 避難地又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要となる施 設(備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設及び災害時用臨時ヘリポート等) の設置 <u>〔市民安全部〕</u> 6 <u>ため池等農業水利施設の防災機能の強化〔地域振興部〕</u> (1) <u>ため池耐震対策の推進</u> (2) <u>災害時における初期消火用水、生活用水利用など、農業用水路、た め池の防災利活用整備の推進</u>	市

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
37	<p>第2 土木構造物の耐震対策の推進</p> <p>2 道路施設</p> <p>3 河川施設</p> <p>4 <u>ため池施設</u> 府、市、ため池等管理者は、ため池等農業用施設について、「土地改良施設耐震対策計画(案)」、<u>(平成19年1月大阪府環境農林水産部農政室)</u>に基づき、耐震対策を実施する。</p> <p>5 土砂災害防止施設</p>	<p>第2 土木構造物の耐震対策の推進</p> <p>2 道路施設 <u>〔土木部〕</u></p> <p>3 河川施設 <u>〔淀川河川事務所、枚方土木事務所、上下水道局下水道部〕</u></p> <p>4 <u>農業用施設〔枚方土木事務所、地域振興部〕</u> 府、市、ため池等管理者は、ため池等農業用施設について、<u>耐震性調査・診断を計画的に実施する。また</u>、「土地改良施設耐震対策計画」に基づき、耐震対策を実施する。</p> <p>5 土砂災害防止施設 <u>〔枚方土木事務所〕</u></p>	府市
38	<p>第3 ライフライン・放送施設災害予防対策計画</p> <p>1 上水道施設 <u>(市)</u></p> <p>2 下水道施設 <u>(市)</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 補強・再整備にあたっては、<u>緊急度の高いものから実施する。</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 下水道施設への流入・流出量及び水質並びに水防情報について、常に把握できる<u>体制の確保</u>に努める。</p>	<p>第3 ライフライン・放送施設災害予防対策計画</p> <p>1 上水道施設 <u>〔上下水道局水道部〕</u></p> <p>2 下水道施設 <u>〔上下水道局下水道部〕</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 補強・再整備にあたっては、<u>緊急度等(危険度、安全度、重要度)を考慮して進める。</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) 下水道施設への流入・流出量及び水質並びに水防情報について、常に把握できる<u>集中監視システムの導入</u>に努める。</p>	市府
41	第3節 建築物の安全化		
41	<p>第1 建築物の耐震対策の推進計画</p> <p>1 公共建築物</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 市等は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。 <u>(追加)</u></p> <p>2 民間建築物</p>	<p>第1 建築物の耐震対策の推進計画</p> <p>1 公共建築物 <u>〔公共施設部〕</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 市等は、公共建築物の建築にあたり、防災上の重要度に応じた耐震対策を実施する。 <u>また、非構造部材の天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策等を図るものとする。</u></p> <p>2 民間建築物 <u>〔都市整備部〕</u></p>	市府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
4 2	第2 建築物の安全性に関する指導等 計画 1～3 [略] <u>(追加)</u> <u>4</u> 液状化対策 [略] <u>5</u> 福祉的整備 [略] <u>6</u> 地下空間の浸水防止 [略]	第2 建築物の安全性に関する指導等 <u>[都市整備部]</u> 計画 1～3 [略] <u>4</u> 落下物対策等 <u>非構造物の脱落防止等の落下物対策、超高層ビルにおける長周期地震動対策等の啓発に努める。</u> <u>5</u> 液状化対策 [略] <u>6</u> 福祉的整備 [略] <u>7</u> 地下空間の浸水防止 [略]	市
4 3	第3 文化財対策	第3 文化財対策 <u>[教育委員会]</u>	市
4 5	第4節 水害予防対策の推進		
4 5	計画 1 河川改修の推進 (1) 国・府管理の河川 ア 国管理河川の改修 ① 200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水を対象として、計画的な河道改修を実施する。 <u>(追加)</u> ② 堤防が計画規模を上回る洪水により破堤した場合の甚大な被害を避けるため、淀川で高規格堤防（スーパー堤防）を整備する。 イ 府管理河川の改修 <u>(追加)</u> ① <u>100年に一度（1時間雨量 80mm前後）の豪雨に対応できるよう計画的な河川改修を実施する。</u> ② <u>当面はおおよそ10年に一度の降雨（1時間雨量 50mm程度）に対応できるよう治水施設を整備する。</u> <u>(追加)</u> (2) 市管理の河川	計画 1 河川改修の推進 (1) 国・府管理の河川 ア 国管理河川の改修 ① 200年に一度発生する可能性のある降雨による洪水を対象として、計画的な河道改修や <u>ダム</u> の建設を実施する。 <u>② 河道改修やダムの建設の他に、流域貯留施設の整備や雨水の流出抑制など、総合治水対策を進める。</u> ③ 堤防が計画規模を上回る洪水により破堤した場合の甚大な被害を避けるため、淀川で高規格堤防（スーパー堤防）を整備する。 イ 府管理河川の改修 <u>① 様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先とする。</u> <u>② 長期目標として1時間雨量 80mm程度の豪雨に対応できるよう治水施設の整備を進める。</u> <u>③ 今後 20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を1時間雨量 50mm程度で床下浸水を発生させない、かつ少なくとも1時間雨量65mm程度で床上浸水を発生させないこととし、「地先の危険度」の低減のため、流出抑制、治水施設の保全・整備、耐水型都市づくり、情報伝達・避難の治水手法を総合的・効果的に組み合わせる。</u> <u>④ 治水安全度の向上と、河川と市街地のまちづくりと一体となったスーパー堤防の整備を進める。</u> (2) 市管理の河川 <u>[上下水道局下水道部]</u>	市

頁	旧（現行）	新（修正後）	理由
46	第2 農地防災対策	第2 農地防災対策 <u>〔地域振興部〕</u>	市
46	第3 浸水対策の推進	第3 浸水対策の推進 <u>〔上下水道局下水道部〕</u>	市
47	5 道路冠水 6 地下空間浸水災害対策の強化	5 道路冠水 <u>〔土木部〕</u> 6 地下空間浸水災害対策の強化 <u>〔市民安全部〕</u>	市
48	第4 水害減災対策 方針 <u>国及び大阪府は</u> 、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水害の軽減を図るため、洪水予報、避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表、水防警戒の発表、水位情報の公表、浸水想定区域の指定・公表 <u>を行い</u> 、 <u>市は</u> 、避難体制の整備を行う。	第4 水害減災対策 方針 <u>市は</u> 、洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水害の軽減を図るため、 <u>国や大阪府が実施する</u> 洪水予報、 <u>水位周知河川</u> の避難判断水位（特別警戒水位）の設定及び到達情報の発表、水防警戒の発表、水位情報の公表、浸水想定区域の指定・公表 <u>に基づき</u> 、 <u>洪水リスクの開示</u> 、避難体制の整備を行う。	
49	1～5 [略] <u>（追加）</u> 6 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保	1～5 [略] <u>6 洪水リスクの開示〔市民安全部〕</u> <u>（1）府は、管理河川において様々な降雨により河川氾濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を公表する。</u> <u>（2）市は、公表された洪水リスクを住民に周知させるため、必要な措置を講じるよう努めるとともに、洪水時の迅速かつ円滑な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。</u> <u>7 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保〔市民安全部〕</u>	市
51	第5節 土砂災害予防対策の推進		
51	《実施担当》 市民安全部、…（中略）… <u>下水道部</u>	《実施担当》 市民安全部、…（中略）…、 <u>土木部</u>	市
51	計画 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 …（中略）… 本市において、土砂災害警戒区域が <u>8</u> 区域、土砂災害特別警戒区域が <u>8</u> 区域指定されている。（平成 <u>20</u> 年 <u>11</u> 月 <u>28</u> 日現在）	計画 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 …（中略）… 本市において、土砂災害警戒区域が <u>156</u> 区域、土砂災害特別警戒区域が <u>15</u> 区域指定されている。（平成 <u>24</u> 年 <u>3</u> 月 <u>30</u> 日現在）	府

頁	旧（現行）	新（修正後）	理由
5 1	<p>2 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限 府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、土砂災害時に著しい<u>損壊</u>が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。</p> <p>3 警戒避難体制等 [略]</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>2 土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限 府は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や社会福祉施設等のための開発行為について制限するとともに、<u>建築物の構造が安全なものとなるように構造規制を行う。また、土砂災害時に著しい危害が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。</u></p> <p>3 警戒避難体制等 [略]</p> <p><u>4 「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の周知</u> <u>地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合、府は想定される土地の区域及び時期を明らかにするため緊急調査を実施し、その結果を関係自治体に通知するとともに、一般に周知する。</u> <u>(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条、27条、29条)</u></p>	府
5 1	3 警戒避難体制等	3 警戒避難体制等 <u>[市民安全部]</u>	市
5 3	2 急傾斜地対策 (1) 行為の制限	2 急傾斜地対策 (1) 行為の制限 <u>[都市整備部]</u>	市
5 6	第8 宅地安全対策	第8 宅地安全対策 <u>[都市整備部]</u>	市
5 7	第9 土砂災害情報相互通報システムの活用	第9 土砂災害情報相互通報システムの活用 <u>[市民安全部]</u>	市
5 8	第6節 土砂災害予防対策の推進		
5 9	<p>第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策方針 <u>府</u>及び関係機関は、…(中略)…</p> <p>計画</p> <p>1 規制・指導 (1) <u>府</u>は関係機関と連携して、…(中略)… (2) <u>府</u>は関係機関と連携して、…(中略)…</p>	<p>第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策方針 <u>枚方寝屋川消防組合</u>及び関係機関は、…(中略)…</p> <p>計画</p> <p>1 規制・指導 (1) <u>枚方寝屋川消防組合</u>は関係機関と連携して、…(中略)… (2) <u>枚方寝屋川消防組合</u>は関係機関と連携して、…(中略)…</p>	市
6 0	第4 放射性同位元素に係る災害予防対策	第4 放射性同位元素に係る災害予防対策 <u>[環境保全部]</u>	市

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
	第2章 防災体制の強化計画		
6 2	第1節 災害応急活動体制の整備		
6 2	1 防災対策の推進組織 (2) 危機管理施策推進委員会 【構成】委員：各部の部の次長のうちから委員長が指名する者並びに … (中略) … <u>水道局</u> 次長、… (中略) … <u>中央図書館次長</u>	1 防災対策の推進組織 (2) 危機管理施策推進委員会 【構成】委員：各部の部の次長のうちから委員長が指名する者並びに … (中略) … <u>上下水道局水道部</u> 次長、 <u>上下水道局下水道部</u> 次長、… (中略) …、 <u>(削除)</u>	市
6 3	3 災害警戒本部 【設置】 気象予警報等が発表されたとき必要に応じて設置、又は市域又は隣接市町 (<u>寝屋川市、交野市、生駒市、京田辺市、八幡市、高槻市、島本町</u>) で震度4以上を観測したときに自動設置する。 【組織】警戒本部員： <u>市長公室長</u> 、市民安全部長、 <u>企画財政部長</u> 、… (中略) …、 <u>下水道部長</u> 、… (中略) …	3 災害警戒本部 【設置】 気象予警報等が発表されたとき必要に応じて設置、又は市域で震度4を観測したときに自動設置する。 【組織】警戒本部員： <u>政策企画部長</u> 、市民安全部長、… (中略) …、 <u>福祉部長</u> 、… (中略) …、 <u>上下水道局</u> 下水道部長、… (中略) …	市
6 4	4 災害対策本部 【組織】本部員：理事、 <u>市長公室長</u> 、市民安全部長、 <u>企画財政部長</u> 、総務部長、… (中略) …、 <u>福祉部長</u> 、… (中略) …、 <u>下水道部長</u> 、… (中略) …、 <u>中央図書館長</u> 、 <u>水道局長</u> 、… (中略) …	4 災害対策本部 【組織】本部員：理事、 <u>行政改革部長</u> 、 <u>政策企画部長</u> 、市民安全部長、総務部長、… (中略) …、 <u>福祉部長</u> 、 <u>子ども青少年部長</u> 、… (中略) …、 <u>上下水道局水道部長</u> 、 <u>上下水道局下水道部長</u> 、… (中略) …	市
6 4	6 事後配備体制 【組織】事後配備対応員： <u>市長公室</u> 、市民安全部、 <u>企画財政部</u> 、… (中略) …、 <u>下水道部</u> 、… (中略) …	6 事後配備体制 【組織】事後配備対応員： <u>政策企画部</u> 、市民安全部、… (中略) …、 <u>福祉部</u> 、… (中略) …、 <u>上下水道局</u> 下水道部	市
6 6	2 動員の連絡と参集方法 (1) [略] (2) 勤務時間外の連絡 ア 地震災害時の自主参集 ① 市域又は隣接市町 (<u>寝屋川市、交野市、生駒市、京田辺市、八幡市、高槻市、島本町</u>) で震度4を観測したときは、災害警戒本部体制の自動配備とする。	2 動員の連絡と参集方法 (1) [略] (2) 勤務時間外の連絡 ア 地震災害時の自主参集 ① 市域で震度4を観測したときは、災害警戒本部体制の自動配備とする。	市

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
6 6	<p>第4 防災機能等の確保・充実 計画</p> <p>1 防災中枢施設の機能整備 災害警戒本部… (中略) …防災専用ファクシミリ、<u>防災行政無線の機能及び双方向のCATV(優先テレビ)システム</u>等の整備に努める。</p> <p>2 災害対策本部用備蓄 災害対策本部用として、飲料水・食糧等<u>を備蓄する。</u></p> <p>3 代替施設の機能整備 輝きプラザきららの… (中略) … 体制整備に努める。</p> <p>(追加)</p>	<p>第4 防災機能等の確保・充実 計画</p> <p>1 防災中枢施設の機能整備 <u>〔市民安全部〕</u> 災害警戒本部… (中略) …防災専用ファクシミリ等の整備に努める。</p> <p>2 災害対策本部用備蓄 <u>〔総務部〕</u> 災害対策本部用として、飲料水・食料、<u>燃料等の確保に努める。</u></p> <p>3 代替施設の機能整備 輝きプラザきららの… (中略) … 体制整備に努める。 <u>さらに、市役所庁舎、輝きプラザきららの地域防災センターがともに使用できない場合の代替施設として、南部生涯学習市民センターを使用するものとし、そのための体制整備に努める。</u> <u>また、保有する施設・設備において、電力供給が途絶した場合に備え、自家発電設備等の整備をはじめ多様な手段による電力確保に努める。</u> <u>また、十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等に努める。</u></p>	府 市
6 8	<p>3 防災総合訓練及び個別訓練の実施 … (中略) … 訓練にあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定し、必要に応じて交通規制を実施する。 … (中略) … また、訓練後には<u>評価を行い、その効果を検証し訓練成果を検証し、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善に努める。</u></p>	<p>3 防災総合訓練及び個別訓練の実施 … (中略) … 訓練にあたっては、<u>訓練の目的を具体的に設定した上で、各種災害に関する被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練成果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど実践的な内容とする。</u> … (中略) … また、訓練後には<u>訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて防災組織体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。</u></p>	府
7 2	<p>第8 広域応援体制等の整備</p> <p>2 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備 枚方寝屋川消防組合及び府は、大規模災害時における消防活動を実施するため<u>設置されている</u>緊急消防援助隊の連携並びに受入態勢の整備を図る。</p>	<p>第8 広域応援体制等の整備</p> <p>2 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備 枚方寝屋川消防組合及び府は、大規模災害時における消防活動を実施するため、<u>消防組織法に規定する消防庁長官の要請又は指示により派遣される</u>緊急消防援助隊の連携並びに受入態勢の整備を図るとともに、<u>応援部隊との連携に努める。</u></p>	市

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
72	(追加)	<p><u>第9 自治体被災による行政機能の低下等への対策方針</u></p> <p>市は、大規模災害によって、自らが被災することで行政機能が大幅に低下し、災害対応が困難となることをも視野に入れて、必要な体制整備に努める。</p> <p><u>計画</u></p> <p>1 被災者支援システムの運用 市は、被災者支援システムの運用体制の整備に努める。</p> <p>2 業務継続の体制整備 市は、業務継続計画（BCP）の作成・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行う。</p> <p>3 相互応援体制の強化 市は、相互応援協定の締結など、府外も含めた市町村間の相互応援体制の強化に努める。</p>	府
73	第2節 災害情報網の整備		
73	<p>《実施担当》</p> <p><u>市長公室</u>、市民安全部、<u>企画財政部</u>、枚方寝屋川消防組合、… (中略) …</p>	<p>《実施担当》</p> <p><u>政策企画部</u>、市民安全部、<u>総務部</u>、枚方寝屋川消防組合、… (中略) …</p>	市
73	<p>第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備方針</p> <p>市は、… (中略) …整備・強化に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。</p>	<p>第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備方針</p> <p>市は、… (中略) …整備・強化に努める。</p> <p><u>この際、停電対策を一層強化するため、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所や洪水による浸水のない階層への設置やかさ上げ等を図る。</u></p> <p>また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、<u>MCA無線、衛星電話、コミュニティFM、エリアメールなど様々なシステムを利用した住民への情報伝達体制の整備</u>、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。</p>	府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
73	1 災害情報収集伝達システムの整備 … (中略) … (4) 気象情報配信事業者による気象情報 (5) インターネット技術による情報伝達 (6) 地理情報データベース (GIS) の活用	1 災害情報収集伝達システムの整備 … (中略) … (4) 気象情報配信事業者による気象情報 (5) <u>ネットワークを活用した被災者支援システム等による被災時の業務支援・情報共有</u> (6) インターネット技術による情報伝達 (7) 地理情報データベース (GIS) の活用	府
76	3 災害時の広聴体制の整備 以下略 <u>(追加)</u>	3 災害時の広聴体制の整備 以下略 4 <u>居住地以外の市町村に避難する住民への情報提供</u> <u>市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。</u>	府
77	第3節 火災予防対策の推進		
77	計画 1 予防査察の強化 枚方寝屋川消防組合は、消防法第4条、… (中略) …	計画 1 予防査察の強化 枚方寝屋川消防組合、 <u>枚方市消防団</u> は、消防法第4条、… (中略) …	市
80	8 広域消防応援体制等の整備 … (中略) … (1) ~ (5) [略] (6) 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画・緊急消防援助隊運用要綱	8 広域消防応援体制等の整備 … (中略) … (1) ~ (5) [略] (6) 緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、 <u>緊急消防援助隊運用要綱、大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱</u>	市
81	第4節 災害時医療体制の整備		
81	第4節 災害時医療体制の整備 《実施担当》 <u>市民安全部</u> 、健康部、… (中略) …	第4節 災害時医療体制の整備 《実施担当》 健康部、… (中略) …	市
81	計画 1 医療情報の収集体制の整備 2 <u>救急医療対策会議の設置</u> 市、枚方市医師会・枚方市歯科医師会・枚方市薬剤師会 (以下「三師会」という。)、枚方保健所及び枚方寝屋川消防組合は、平常時から密接な連携に努めるとともに、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して行えるよう、 <u>健康部を事務局とする救急医療対策会議を開催し、協力して必要な体制の整備に努める。また、設置場所は、災害対策本部と同一の建物内とする。</u>	計画 1 医療情報の収集体制の整備 <u>〔健康部〕</u> 2 <u>災害医療対策会議の開催〔健康部〕</u> 市、枚方市医師会・枚方市歯科医師会・枚方市薬剤師会 (以下「三師会」という。)、枚方保健所及び枚方寝屋川消防組合は、平常時から密接な連携に努めるとともに、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して行えるよう、 <u>必要な医療機関等を加えて救急医療対策会議を開催し、協力して必要な体制の整備に努める。</u>	市

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
82	3 応急医療体制の整備	3 応急医療体制の整備 <u>〔健康部・市民病院〕</u>	市
84	4 医薬品の備蓄及び供給体制の整備	4 医薬品の備蓄及び供給体制の整備 <u>〔健康部〕</u>	市
85	第5節 緊急輸送体制の整備		
85	第1 陸上輸送体制の整備 計画 1 緊急交通路の選定 2 緊急交通路の整備 3 緊急交通路の周知 4 道路機能確保 5 通行規制	第1 陸上輸送体制の整備 計画 1 緊急交通路の選定 <u>〔土木部〕</u> 2 緊急交通路の整備 <u>〔土木部〕</u> 3 緊急交通路の周知 <u>〔土木部〕</u> 4 道路機能確保 <u>〔土木部〕</u> 5 通行規制 <u>〔土木部〕</u>	市
86	第2 その他輸送体制の整備 計画 1 航空輸送 [略] 【災害時用臨時ヘリポート】 パナソニック株式会社企業スポーツセンター、京阪スポーツセンター、淀川河川敷 (<u>くずは地区</u>)、淀川河川敷 (<u>牧野地区</u>)、淀川河川敷 (<u>三矢地区</u>)、 <u>淀川河川敷 (伊加賀西地区)</u> 淀川河川敷 (出口地区) …以下略…	第2 その他輸送体制の整備 計画 1 航空輸送 [略] 【災害時用臨時ヘリポート】 パナソニック株式会社企業スポーツセンター、京阪スポーツセンター、淀川河川敷 (<u>楠葉花園町地先</u>) 淀川河川敷 (<u>牧野北町地先</u>)、 <u>淀川河川敷 (新町地区) [枚方防災ヘリポート]</u> 、淀川河川敷 (<u>枚方地区</u>) <u>〔淀川スタジアム〕</u> 、淀川河川敷 (出口地区) …以下略…	市
88	第6節 避難体制等の整備		
90	2 風水害時の避難地及び避難路の選定 市は、… (中略) …図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど、(以下略)	2 風水害時の避難地及び避難路の選定 市は、… (中略) …図記号等を利用した <u>府内共通</u> のわかりやすい案内板等を設置するなど、(以下略)	府
91	第2 災害時要援護者に配慮した避難施設・設備の整備・確保方針 市は、… (中略) …避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、(以下略)	第2 災害時要援護者に配慮した避難施設・設備の整備・確保 <u>〔福祉部〕</u> 市は、… (中略) …避難所における介護 <u>や医療的</u> ケアなどの支援活動を充実させるため、(以下略)	府市
92	第4 避難誘導体制の確立	第4 避難誘導体制の確立 <u>〔市民安全部〕</u>	市

頁	旧（現行）	新（修正後）	理由
9 2	<p>1 避難の基本的な考え方</p> <p>(1) 避難</p> <p>ア 避難準備 <u>（災害時要援護者避難）</u> 情報</p> <p>集中豪雨時等において、避難勧告の前段階として避難準備 <u>（災害時要援護者避難）</u> 情報を発令する。</p> <p>この避難準備情報は、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が、通常の避難行動ができる者に先駆けて、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況において発令する。</p> <p>避難については、避難準備情報、避難勧告、避難指示の <u>三類型</u> で避難体制を確立する。</p> <p>市は、避難準備情報、避難勧告、避難指示等について、河川管理者等の協力を…（中略）…マニュアル作成ガイドライン」を踏まえて、「避難勧告等の判断伝達マニュアル」<u>を作成する</u>。</p>	<p>1 避難の基本的な考え方</p> <p>(1) 避難</p> <p>ア 避難準備情報</p> <p>集中豪雨時等において、避難勧告の前段階として避難準備情報を発令する。</p> <p>この避難準備情報は、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が、通常の避難行動ができる者に先駆けて、避難準備を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況において発令する。</p> <p>避難については、避難準備情報、<u>一時避難情報</u>、避難勧告、避難指示の <u>四類型</u> で避難体制を確立する。</p> <p>市は、避難準備情報、<u>一時避難情報</u>、避難勧告、避難指示等について、河川管理者、<u>水防管理者、気象庁</u>等の協力を…（中略）…マニュアル作成ガイドライン」を踏まえて<u>作成した</u>「避難勧告等の判断伝達マニュアル」<u>に基づいた体制整備に努める</u>。</p>	府
9 3	<p>3 避難誘導體制の整備</p> <p>(3) 災害時要援護者の避難については、…（中略）…避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、府が示す「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づいた「災害時要援護者支援プラン」を作成し、災害時要援護者の情報把握、（以下略）</p>	<p>3 避難誘導體制の整備</p> <p>(3) 災害時要援護者の避難については、…（中略）…避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、<u>福祉部</u>は府が示す「災害時要援護者支援プラン作成指針」に基づいた「災害時要援護者支援プラン」を作成し、災害時要援護者の情報把握、（以下略）</p>	市
9 4	<p>第5 応急危険度判定体制の整備</p> <p>第6 応急仮設住宅の事前準備</p> <p>1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定</p> <p>健節候補地としては、原則として一時避難地に指定する <u>都市公園</u>をあてるものとする。（以下略）</p> <p>第7 斜面判定制度の活用</p>	<p>第5 応急危険度判定体制の整備 <u>〔都市整備部〕</u></p> <p>第6 応急仮設住宅の事前準備 <u>〔公共施設部〕</u></p> <p>1 応急仮設住宅建設候補地の事前選定</p> <p>健節候補地としては、原則として一時避難地に指定する <u>都市公園等の公共空地の中から</u>あてるものとする。（以下略）</p> <p>第7 斜面判定制度の活用 <u>〔土木部〕</u></p>	府市
9 6	第7節 緊急物資等の確保・備蓄		
9 6	<p>第1 給水体制の整備</p>	<p>第1 給水体制の整備 <u>〔上下水道局水道部〕</u></p>	市

頁	旧（現行）	新（修正後）	理由
96	<p>計画</p> <p>1 給水体制の目標 市は府との相互協力の下、…（中略）…</p> <p><u>2</u> 水道施設の整備</p> <p><u>3</u> 応急給水拠点等の整備</p> <p><u>4</u> 応急給水用資機材等の整備</p> <p><u>5</u> マニュアルの整備</p> <p><u>6</u> 相互応援体制の整備 市及び府は、相互に協力して大阪府水道震災対策中央本部体制の整備に努める。</p> <p><u>7</u> 井戸水による生活水の確保 …（中略）…生活水の確保を図る。</p>	<p>計画</p> <p>1 給水体制の目標 市は府及び大阪広域水道事業団との相互協力の下、…（中略）…</p> <p><u>2</u> <u>ボトル水・缶詰水等の備蓄</u></p> <p><u>3</u> 水道施設の整備</p> <p><u>4</u> 応急給水拠点等の整備</p> <p><u>5</u> 応急給水用資機材等の整備</p> <p><u>6</u> <u>枚方市上下水道局水道部危機管理</u>マニュアルの整備</p> <p><u>7</u> 相互応援体制の整備 市、府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制の整備に努める。</p> <p><u>8</u> 井戸水による生活水の確保 …（中略）…生活水の確保に努める。</p>	府
97	<p>第2 食料及び生活必需品の確保 …（中略）…必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2 食料及び生活必需品の確保 …（中略）…必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。</p> <p><u>また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄する。また、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。</u></p>	
97	<p>2 その他用品の確保 …（中略）…</p> <p>(5) 医薬品等（医療セット・三角巾等）</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(6) 日常生活用具等（車イス・非常用排便収納袋・バケツ等）</p> <p>(7) 救助・救出用資機材（ブルーシート・発電機・水中ポンプ・チェーンソー・バール・救助袋等）</p> <p>(8) 遺体袋</p>	<p>2 その他用品の確保 …（中略）…</p> <p>(5) 医薬品等（医療セット・三角巾等）</p> <p><u>(6) 仮設風呂・仮設シャワー</u></p> <p><u>(7)</u> 日常生活用具等（車イス・非常用排便収納袋・バケツ等）</p> <p><u>(8)</u> 救助・救出用資機材（ブルーシート・発電機・水中ポンプ・チェーンソー・バール・救助袋等）</p> <p><u>(9)</u> 遺体袋</p>	府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
99	第8節 ライフライン確保体制の整備		
99	第1 上水道 … (中略) … 4 協力応援体制の強化 … (中略) …市は府と協力して <u>大阪府水道震災対策中央本部体制</u> の整備に努める。 第2 下水道	第1 上水道 <u>〔上下水道局水道部〕</u> … (中略) … 4 協力応援体制の強化 … (中略) …市は府と協力して <u>大阪広域水道震災対策中央本部体制</u> の整備に努める。 第2 下水道 <u>〔上下水道局水道部〕</u>	府 市
105	第9節 交通確保体制の整備		
106	第3 道路施設 (土木部、大阪府枚方土木事務所、近畿地方整備局大阪国道事務所)	第3 道路施設 (土木部、大阪府枚方土木事務所、近畿地方整備局大阪国道事務所、 <u>西日本高速道路株式会社</u>)	市
107	第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進		
107	方針 市は、… (中略) …に定める第 <u>三</u> 次地震防災 (以下略) … (中略) … 2 計画の初年度 平成 <u>18</u> 年度 3 計画対象事業 第 <u>三</u> 次地新防災 (以下略)	方針 市は、… (中略) …に定める第 <u>四</u> 次地震防災 (以下略) … (中略) … 2 計画の初年度 平成 <u>23</u> 年度 3 計画対象事業 第 <u>四</u> 次地新防災 (以下略)	市
第3章 住民の防災行動力の向上計画			
108	第1節 防災知識の普及啓発		
108	第1 普及啓発 方針 市及び関係機関は、相互に密接な連絡を保ち、住民及び事業者等が災害に対する… (中略) …	第1 普及啓発 方針 市及び関係機関は、相互に密接な連絡を保ち、 <u>地震・津波災害時のシミュレーション結果等</u> を示しながら、 <u>その危険性を周知するとともに</u> 、住民及び事業者等が災害に対する… (中略) …	市

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
108	<p>(2) 災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 3日分の飲料水、食料及び生活物資の備蓄 イ 非常持出品の準備 ウ <u>家屋等の点検及び安全対策</u> (家具・什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策) エ 避難地・避難路・避難所、家族等との連絡方法等の確認 (以下略) 	<p>(2) 災害への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 3日分の飲料水、食料及び<u>携帯トイレ、トイレトペーパー等</u>生活物資の備蓄 イ 非常持出品 (<u>救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等</u>) の準備 ウ <u>負傷の防止や避難路の確保の観点からの</u>家具・什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の<u>予防・安全対策</u> エ 避難地・避難路・避難所 (<u>コンクリート屋内待避所、津波避難ビル等を含む</u>)、家族等との連絡方法等の確認 (以下略) 	府
108	<p>(3) 災害時の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア <u>緊急地震速報を見聞きした場合を含む</u>身の安全の確保方法 イ 情報の入手方法 ウ 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項 エ 災害時要援護者への支援 <u>オ</u> 初期消火、救出救護活動 <u>カ</u> 心肺蘇生法、応急手当の方法 <u>キ</u> 避難生活に関する知識 	<p>(3) 災害時の行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 身の安全の確保方法 イ 情報の入手方法 <u>ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動</u> <u>エ 津波発生時 (大きな長い揺れが継続した場合) にとるべき行動</u> <u>オ</u> 地震発生時における自動車運転者が注意すべき事項 <u>カ</u> 災害時要援護者への支援 <u>キ</u> 初期消火、救出救護活動 <u>ク</u> 心肺蘇生法、応急手当の方法 <u>ケ</u> 避難生活に関する知識 	府
109	<p>4 活動を通じた啓発</p> <p>市及び関係機関は、防災知識の普及を防災週間及び防災とボランティア週間等、防災に関する諸行事と併せた講演会… (中略) …</p>	<p>4 活動を通じた啓発</p> <p>市及び関係機関は、防災知識の普及を防災週間、<u>防災とボランティア週間及び津波防災の日をはじめ</u>防災に関する諸行事<u>にあわせた</u>講演会… (中略) …</p>	府
109	<p>第2 防災教育</p>	<p>第2 防災教育 <u>[教育委員会]</u></p>	市

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
109	<p>計画</p> <p>1 児童・生徒に対する防災教育</p> <p>(1) 教育の内容</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>ア <u>緊急地震速報を見聞きした場合を含む</u>身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法</p> <p><u>イ</u> 災害についての知識</p> <p><u>ウ</u> ボランティアについての知識・体験</p> <p>(2) 教育の方法</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>計画</p> <p>1 児童・生徒に対する防災教育</p> <p>(1) 教育の内容</p> <p><u>ア 気象、地震、津波についての正しい知識</u></p> <p><u>イ 防災情報の正しい知識</u></p> <p><u>ウ</u> 身の安全の確保方法、避難地・避難路・避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法</p> <p><u>エ</u> 災害についての知識</p> <p><u>オ</u> ボランティアについての知識・体験</p> <p>(2) 教育の方法</p> <p>ア～エ [略]</p> <p><u>オ 防災関係機関との連携</u></p> <p><u>カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用</u></p>	府
110	<p><u>(追加)</u></p> <p>第3 <u>防災広報</u></p>	<p><u>第3 災害教訓の伝承 [市民安全部]</u></p> <p>方針</p> <p><u>市は、府と連携して過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に構成に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等のもつ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</u></p> <p><u>第4 防災広報 [政策企画部]</u></p>	府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由																																																													
111	<p>2 広報の実施時期 … (中略) … 災害予防運動の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害予防の種類</th> <th>災害予防運動</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">… (中略) …</td> </tr> <tr> <td>危険物災害予防に関する事項</td> <td>危険物安全週間</td> <td>6月第2週 (毎年)</td> </tr> <tr> <td>火災予防に関する事項</td> <td>… (中略) …</td> <td>… (中略) …</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般災害・地震災害予防に関する事項</td> <td>防災とボランティア週間</td> <td>1月15日～21日</td> </tr> <tr> <td>防災とボランティアの日</td> <td>1月17日</td> </tr> <tr> <td>防災週間</td> <td>8月30日～9月5日</td> </tr> <tr> <td>防災の日</td> <td>9月1日</td> </tr> <tr> <td>救急の日</td> <td>9月9日</td> </tr> <tr> <td>119番の日</td> <td>11月9日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害予防の種類	災害予防運動	期 間	… (中略) …			危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週 (毎年)	火災予防に関する事項	… (中略) …	… (中略) …	一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～21日	防災とボランティアの日	1月17日	防災週間	8月30日～9月5日	防災の日	9月1日	救急の日	9月9日	119番の日	11月9日		<p>2 広報の実施時期 … (中略) … 災害予防運動の時期</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>災害予防の種類</th> <th>災害予防運動</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">… (中略) …</td> </tr> <tr> <td>危険物災害予防に関する事項</td> <td>危険物安全週間</td> <td>6月第2週 (毎年)</td> </tr> <tr> <td><u>火薬類災害予防に関する事項</u></td> <td><u>火薬類危害防止週間</u></td> <td><u>6月第3週 (毎年)</u></td> </tr> <tr> <td><u>高圧ガス災害予防に関する事項</u></td> <td><u>高圧ガス保安促進週間</u></td> <td><u>10月23日～29日</u></td> </tr> <tr> <td>火災予防に関する事項</td> <td>… (中略) …</td> <td>… (中略) …</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般災害・地震災害予防に関する事項</td> <td>防災とボランティア週間</td> <td>1月15日～21日</td> </tr> <tr> <td>防災とボランティアの日</td> <td>1月17日</td> </tr> <tr> <td>防災週間</td> <td>8月30日～9月5日</td> </tr> <tr> <td>防災の日</td> <td>9月1日</td> </tr> <tr> <td>救急の日</td> <td>9月9日</td> </tr> <tr> <td><u>津波防災の日</u></td> <td></td> <td><u>11月5日</u></td> </tr> <tr> <td>119番の日</td> <td>11月9日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	災害予防の種類	災害予防運動	期 間	… (中略) …			危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週 (毎年)	<u>火薬類災害予防に関する事項</u>	<u>火薬類危害防止週間</u>	<u>6月第3週 (毎年)</u>	<u>高圧ガス災害予防に関する事項</u>	<u>高圧ガス保安促進週間</u>	<u>10月23日～29日</u>	火災予防に関する事項	… (中略) …	… (中略) …	一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～21日	防災とボランティアの日	1月17日	防災週間	8月30日～9月5日	防災の日	9月1日	救急の日	9月9日	<u>津波防災の日</u>		<u>11月5日</u>	119番の日	11月9日		市
災害予防の種類	災害予防運動	期 間																																																														
… (中略) …																																																																
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週 (毎年)																																																														
火災予防に関する事項	… (中略) …	… (中略) …																																																														
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～21日																																																														
	防災とボランティアの日	1月17日																																																														
	防災週間	8月30日～9月5日																																																														
	防災の日	9月1日																																																														
	救急の日	9月9日																																																														
119番の日	11月9日																																																															
災害予防の種類	災害予防運動	期 間																																																														
… (中略) …																																																																
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週 (毎年)																																																														
<u>火薬類災害予防に関する事項</u>	<u>火薬類危害防止週間</u>	<u>6月第3週 (毎年)</u>																																																														
<u>高圧ガス災害予防に関する事項</u>	<u>高圧ガス保安促進週間</u>	<u>10月23日～29日</u>																																																														
火災予防に関する事項	… (中略) …	… (中略) …																																																														
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～21日																																																														
	防災とボランティアの日	1月17日																																																														
	防災週間	8月30日～9月5日																																																														
	防災の日	9月1日																																																														
	救急の日	9月9日																																																														
<u>津波防災の日</u>		<u>11月5日</u>																																																														
119番の日	11月9日																																																															
112	第2節 自主防災体制の整備																																																															
112	第1 自主防災組織の育成	第1 自主防災組織の育成 【市民安全部】	市																																																													
112	<p>計画</p> <p>1 組織の育成</p> <p>市及び関係機関は、校区コミュニティ協議会等と連携して、防災意識の啓発及び防災訓練等を実施し、効果的に防災活動を行う自主防災組織の育成に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>その際、女性の参画の促進に努める。</p>	<p>計画</p> <p>1 組織の育成</p> <p>市及び関係機関は、校区コミュニティ協議会等と連携して、防災意識の啓発及び防災訓練等を実施し、効果的に防災活動を行う自主防災組織の育成に努めるとともに、<u>消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実に努める。</u></p> <p><u>また研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</u>その際、女性の参画の促進に努める。</p>	府																																																													

頁	旧（現行）	新（修正後）	理由
113	第2 事業者による自主防災体制の整備 方針 市及び府は、事業者に対して従業員・利用者の安全確保、地域への貢献といった視点から自主防災体制を整備するよう啓発する。	第2 事業者による自主防災体制の整備 <u>〔地域振興部〕</u> 方針 市及び府は、事業者に対して従業員・利用者の安全確保、 <u>二次災害の防止、事業の継続</u> 、地域への貢献・ <u>地域との共生</u> といった視点から自主防災体制を整備するよう啓発する。	府
114	3 啓発の内容 (1) 平常時の活動 ア 事業継続計画（BCP）の作成 イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など） ウ 災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など） エ [略]	3 啓発の内容 (1) 平常時の活動 ア 事業継続計画（BCP）の作成・ <u>運用</u> イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など） ウ 災害発生の未然防止（ <u>防災体制の整備</u> 、社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など） エ [略]	府
114	(2) 災害時の活動 ア～エ [略] オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）	(2) 災害時の活動 ア～エ [略] オ 地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、 <u>帰宅困難者対策のための</u> 施設の開放など）	府
115	第3 救助活動の支援	第3 救助活動の支援 <u>〔市民安全部〕</u>	市
116	第3節 災害時要援護者対策		
116	第1 福祉のまちづくりの推進 第2 要援護高齢者、障害者等対策 2 在宅の要援護高齢者、障害者等の対策 (6) 福祉サービス継続体制の確立 市は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取るとともに、福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、市は、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉サービス提供施設に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図るものとする。	第1 福祉のまちづくりの推進 <u>〔福祉部〕</u> 第2 要援護高齢者、障害者等対策 <u>〔福祉部〕</u> 2 在宅の要援護高齢者、障害者等の対策 (6) 福祉サービス継続体制の確立 市は、福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、府や国と密接に連絡を取るとともに、 <u>介護・医療的ケアなどの</u> 福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。その際、市は、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も <u>福祉・医療関係部局や</u> 福祉サービス提供施設等に必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図るものとする。	市 府
118	第3 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定 第4 旅行者・外国人等の対策	第3 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定 <u>〔福祉部〕</u> 第4 旅行者・外国人等の対策 <u>〔政策企画部〕</u>	市
119	第5 その他の災害時要援護者に対する配慮	第5 その他の災害時要援護者に対する配慮 <u>〔子ども青少年部〕</u>	市

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
120	第4節 帰宅困難者支援体制の整備		
120	<p>方針</p> <p><u>市は、府と連携し、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するための支援等について検討する。</u></p> <p><u>府は、帰宅困難者に対する情報の提供や徒歩帰宅支援等について、大阪府石油商業組合やコンビニエンスストア等との協定を踏まえた取組みを強めるとともに、民間企業や団体等と連携を図りながら、一層の対策推進に努める。</u></p>	<p>方針</p> <p><u>都市部では常住人口（夜間人口）に比べ、昼間時には通勤者・通学者等、周辺からの多数の流入人口が存在しており、大規模地震等により公共交通機関等が停止した場合、自力で帰宅できない帰宅困難者は多数発生することが予想される。</u></p> <p><u>帰宅困難者が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、混雑による集団転倒や火災、沿道建物からの落下物等により死傷する危険性があるとともに、救助・救急活動や緊急輸送活動など応急対策活動が妨げられるおそれもある。</u></p> <p><u>このため、市は、府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、関西広域連合と連携して事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員を待機させることや備蓄などについて働きかける。</u></p> <p><u>また、助ける側になって可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を収容するため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、その確保に努める。</u></p>	府

頁	旧 (現行)	新 (修正後)	理由
120	計画 (追加)	計画 <u>1 帰宅困難者対策の普及・啓発活動</u> <u>災害時発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は府や関西広域連合と連携して、企業等に対して次のことをについて普及啓発を行う。</u> <u>(1) むやみに移動を開始することは避ける。</u> <u>(2) 企業等内に滞在するために必要な物資の確保。</u> <u>(3) 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知。</u> <u>(4) これらを確認するための訓練の実施。</u> <u>2 駅周辺における滞留者の対策</u> <u>駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、平常時から民間事業者等との連携体制を確立する。</u> <u>3 道路・鉄道情報共有のしくみの確立と啓発</u> <u>市は、府や関西広域連合と連携して、主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有するしくみを確立するとともに、市民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。</u> <u>4 代替輸送確保の仕組み(船舶、バス等)</u> <u>市は、府や関西広域連合と連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。</u>	府

頁	旧（現行）	新（修正後）	理由
120	<p>第1 徒歩帰宅者への支援 <u>府は</u>、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。</p> <p>1 給油取扱所における帰宅困難者への支援 府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。 (1) 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供 (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供</p> <p>2 コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援 関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、<u>関西広域連携協議会</u>と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。 (1) 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供 (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供 また、市は、府が民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するよう府等とも連携する。</p> <p>第2 徒歩帰宅が困難な人の支援 <u>大規模地震等が発生した場合に、自宅までの距離が著しく長く、徒歩による帰宅が困難な人については、一時安全な勤務先等に留まり、交通機関の復旧等に応じて徐々に移動する必要があることから、府は、こうした帰宅困難者の行動について啓発に努めるとともに、民間事業者の協力を得ながら、必要な環境整備を進めるよう努める。</u></p>	<p>5 徒歩帰宅者への支援 <u>市は府と連携して</u>、大規模地震等により徒歩帰宅を余儀なくされる人に対し、民間事業者等との連携のもと、円滑な帰宅を支援するための対策の推進に努める。</p> <p>(1) 給油取扱所における帰宅困難者への支援 府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、帰宅困難者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。 ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供 イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供</p> <p>(2) コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援 関西域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、<u>関西広域連合</u>と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者は、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、帰宅困難者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。 ア 一時休憩所として、水道水、トイレ等の提供 イ 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供 また、市は、府が民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するよう府等とも連携する。</p> <p>(削除)</p>	府

頁	旧（現行）	新（修正後）	理由
124	第6節 企業防災の促進		
124	<p>方針</p> <p>事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備え、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要がある。そのため、そのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し等を実施するなど、防災活動の推進に努める。</p> <p>市及び府は、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援するとともに、事業者の防災力向上を促進する。</p>	<p>方針</p> <p>事業者は、被災による業務中断という事態に積極的に備え、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務をどのように継続させるかについて事前に計画を定めておく必要がある。そのため、そのマネジメントのための事業継続計画（BCP）を策定・運用に努めるとともに、防災体制の整備、<u>従業員の安否確認体制の整備、必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備</u>、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画の策定、計画の点検・見直し、<u>燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施</u>するなど、防災活動の推進に努める。</p> <p>市及び府は、<u>こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等とも協力し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行う。</u></p> <p><u>また</u>、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援するとともに、事業者の防災力向上を促進する。</p>	府